

神戸徳洲会病院の改善完了に向けて

(1) これまでの指導等の経過

		指導等の経過	診療等の状況	
			循環器内科	救急搬送
R5	6月	告発書の到達		
	8月	文書による行政指導	心臓・下肢カテーテル術の停止	
R6	2月	改善措置命令の実施		受入れを全て停止
	5月			受入れ人数を制限しつつ、一部再開
	6月	第1回有識者会議	循環器プロジェクトチーム設置	
	8月	第2回有識者会議		
		改善措置の完了		
	10月		カテーテル診療 実践的訓練の開始	
	11月			2次救急搬送へ復帰
12月	カテーテル診療 実践的訓練の監査			
R7	1月 (現在)	第3回有識者会議		
	8月	第4回有識者会議		
		安全管理体制の改善完了 の可否判断		

許可病床数：309 現在の稼働病床数：224

(2) 令和7年8月末にむけて 保健所の調査方針

令和6年8月末に改善措置命令に関しては改善措置完了している。

有識者会議（地域医療構想調整会議/病床機能検討部会）にて令和7年8月末まで改善完了を確認できるように指導を継続する方針である。

① 医療安全管理体制の維持と再発防止策の実行

1. 組織としてのガバナンス機能を維持すること
2. 医師数、診療体制の充足
3. 職員の医療安全に対する認識の改善
4. 職員間の連携強化、確実な情報伝達

② 患者安全を最優先し、医療安全文化を定着させていくこと

医療安全に関する数値目標に向かって、病院全体で改善に取り組むことなど。

③ 徳洲会本部の常駐支援が段階を経て撤退した後の医療安全管理室体制の維持

常駐の本部職員が撤退後も、病院の医療安全管理体制を維持させること。

(3) 改善状況の確認方法

神戸徳洲会病院改善監査票を用いて、月毎に自主点検報告と保健所立入調査を交互に実施し、措置完了した体制や方策が遵守されていることを確認していく（資料4）。

(4) 改善状況の確認

令和6年10月18日、12月9日に神戸徳洲会病院より改善状況の報告を受け、11月5日、12月24日に立ち入り調査を実施した。監査票の内容を精査したところ、神戸徳洲会病院の医療安全管理体制は機能していると判断している。（資料5）

また、11月5日の立入検査以降に発生したインシデントレベル3b（障害の程度が大きく処置や治療が必要なレベル）※の事例について、12月9日に院内検証の報告を受けたが、すみやかに院内医療安全調査委員会にて協議しており、事後対応も適切にされていた。

以上のことから保健所として、おおむね改善状況が適切に維持されていると判断している。多職種間での連携に関しては、まだ不十分なところもあるが、今年8月末までには改善するよう指導を継続していく。

※インシデントレポートは影響度によりレベル0,1,2,3a,3b,4a,4b,5に分類される。